

○国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価要項

平成23年10月19日
制 定

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針に基づき、個人活動評価に関する事項について定める。

1 評価方法等

- (1) 評価は、領域別評価、総合評価及び自己評価から構成し、教員活動状況データベースを用いて行う。
- (2) 評価対象は、本学の教授、准教授、講師、助教、助手とし、任期付きの職位にある者及び国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第4条第4項の規定に基づき人事・給与システムの弾力化を促進するために年俸制を適用することが適当であると学長が特に認めた教員を含むものとする。ただし、国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程が適用される者を除外するものとする。
- (3) 評価項目及び評価方法を策定するにあたっては、評価指針の5に定めるもののほか、各領域、各部局、各専攻の多元性に十分配慮したものとする。
- (4) 領域別評価における評価点及び総合評価における総合評価点は、次の原則に基づいて算出するものとする。
 - ① 客観性
客観性を保つために、活動の質を数値化する。
 - ② 単純性
インセンティブの観点から、評価結果は見えやすいものにし、また、評価コストを下げるよう配慮する。各領域の評価項目数を限定する。
 - ③ 機会の均等化と多元性の確保
研究領域により、研究活動の評価基準が異なることに配慮する。そのため、研究評価は、部局等内で相対評価を行い、また、多元性を確保するため評価点の算出方法にもバリエーションを持たせる。
教授等の職位により、大学運営活動への参画機会が異なることに配慮する。そのため、大学運営評価は、職位別（教授集団及びその他集団）に相対評価を行う。

2 領域別評価

- (1) 教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営の5対象領域について、個別に行う。

(2) 評価の対象となる期間は、次のとおりとする。

教育（前年度）

研究（前年）

社会貢献・産学（官）連携（前年度）

国際活動（前年度）

大学運営（前年度）

(3) 評価項目及び評価点を算出するための配点については、総合評価室が教員活動状況データベースにおいて定めるものとする。

(4) 領域別評価における評価点及び相対評価ランクは、原則として次のとおりとする。

① 評価点は、各人が入力した教員活動状況データベースにおける評価項目の活動情報に対して別に定める配点により加点し算出された素点について、次に掲げる区分によりそれぞれ標準化した数値とする。

教育 全学

研究 大学院博士前期課程専攻内

社会貢献・産学（官）連携 全学

国際活動 全学

大学運営 職位別（教授集団及びその他集団）

② 相対評価ランクは、①の評価点を次に掲げる区分によりそれぞれ判定し、I（5%程度）、II（20%程度）、III（75%程度）で表示する。

教育 全学での相対評価

研究 大学院博士前期課程専攻内での相対評価

社会貢献・産学（官）連携 全学での相対評価

国際活動 全学での相対評価

大学運営 職位別（教授集団及びその他集団）での相対評価

3 総合評価

(1) 教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営の5対象領域における活動状況について、総合的に評価する。

(2) 総合評価における総合評価点及び総合相対評価ランクは、次のとおりとする。

① 総合評価点は、2の(4)の①領域別評価における評価点を単純加算し、それを領域数(5)で割った数値とする。

② 総合相対評価ランクは、①の総合評価点を判定し、I（5%程度）、II（20%程度）、III（75%程度）で表示する。

4 個人目標の設定及び自己評価

(1) 評価対象者は教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運

當の5領域における活動について、年度の初めに個人目標を設定する。目標は5領域を総括して設定することとするが、個別に設定することを妨げない。

- (2) 目標の設定期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (3) 評価対象者は年度末に、設定した目標に対する自己評価を行う。

5 総合評価点を用いて評価することが適切でない教員の評価

評価対象の教員のうち、職務の特性から総合評価点を用いて評価することが適切でない教員については、評価点を算出せず個人目標に対する自己評価をもって個人評価とする。

6 評価の実施時期

評価は、毎年実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学個人活動評価実施要領は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。